

平成30年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年5月8日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 14時08分
【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美	教育長職務代理者 吉崎 静夫
委員 前田 博明	委員 小原 良
委員 中村 香	委員 高橋 美里

【出席職員】

教育次長 小椋 信也
総務部長 野本 宏一
総務部担当部長 杉本 眞智子
生涯学習部長 前田 明信
庶務課長 森 有作
庶務課担当課長 瀬川 裕
企画課長 田中 一平

生涯学習推進課長 大島 直樹
庶務課課長補佐 武田 充功
庶務課担当係長 那須 和彦

調査・委員会担当係長 高橋 勉
書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 小原 良 委員 中村 香

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から14時30分までといたします。

3 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No.1は、議会の報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、議案第10号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、これら案件を非公開とすることにより、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.1につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、また、議案第10号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

4 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございますが、本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。小原委員と中村委員にお願いいたします。

5 報告事項

報告事項 No. 1 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について

【渡邊教育長】

それでは、まず報告事項に入ります。「報告事項No.1 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.1 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

これは、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番をごらんください。専決年月日は「平成30年2月13日」、損害賠償の額は「13万7,308円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成28年11月29日、市立学校の校庭で、体育の授業中、他の児童がティーボール用のバットを振ったところ、手から離れたバットが、被害者に当たり、負傷させたもの」でございます。

この事件につきましては、本市に国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらにつきましては、平成30年第2回市議会定例会に報告をいたします。以上、報告事項No.1について御説明申し上げます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問など、ございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

6 議事事項

議案第10号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。

「議案第10号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第10号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等」につきまして、御説明申し上げます。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員につきましては、各専門部会の調査・研究がこの4月までに終了しておりますことから、4月24日の教育委員会会議において、平成30年5月1日就任の委員につきまして、委嘱及び任命をいただきましたが、今回はその後、団体等からの推薦をいただいた委員について、御審議いただくものでございます。

はじめに、資料の1ページをごらんください。

こちらには、関連法規の抜粋をまとめてございます。

社会教育法第15条では、市町村に社会教育委員を置くことができること、社会教育委員は、教育委員会が委嘱する旨を定めております。

続きまして、3ページの規則第6条では専門部会について定めておまして、次の4ページから7ページまでにかけて、別表として、設置する専門部会、所掌事務、委員の定数、委員の構成を定めておりますので、後程、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、1ページをごらんください。川崎市社会教育委員会議専門部会委員、教育文化会館専門部会でございます。

表の左側には、新たに委嘱する委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。

表の右側には、前回の教育委員会承認をいただいた委員の氏名等を記載しております。

続きまして、2ページでございます。「中原市民館専門部会」でございます。続きまして、3ページは「高津市民館専門部会委員」でございます。続きまして、4ページは「宮前市民館専門部会委員」でございます。続きまして、5ページは「多摩市民館専門部会委員」でございます。続きまして、6ページは「図書館専門部会委員」でございます。続きまして、7ページは「青少年科学館専門部会委員」でございます。続きまして、8ページは「日本民家園専門部会委員」でございます。続きまして、9ページ「有馬・野川生涯学習支援施設専門部会委員」でございます。最後になりますが、10ページ、11ページは「青少年教育施設専門部会委員」を記載してございます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

御質問などございましたら、お願いします。

特に御質問よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第10号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは議案第10号は原案のとおり可決いたします。

7 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

お疲れさまでした。

(14時08分 閉会)